



地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 (令和6年法律第18号、地域多様性増進法)

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による当該活動に係る計画の**認定制度を創設**

1. 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ①**企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を**作成し、主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）
- ②**市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定
 - ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、関連法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**がある



2. 生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村等は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる

3. 地域生物多様性増進活動支援センター

- 地方公共団体は、「**地域生物多様性増進活動支援センター**」として、関係者間における連携及び協力のあっせん、有識者の紹介、必要な情報の収集・整理・分析、助言を行う拠点としての機能を担う体制を、**単独又は共同して確保**するよう努める。

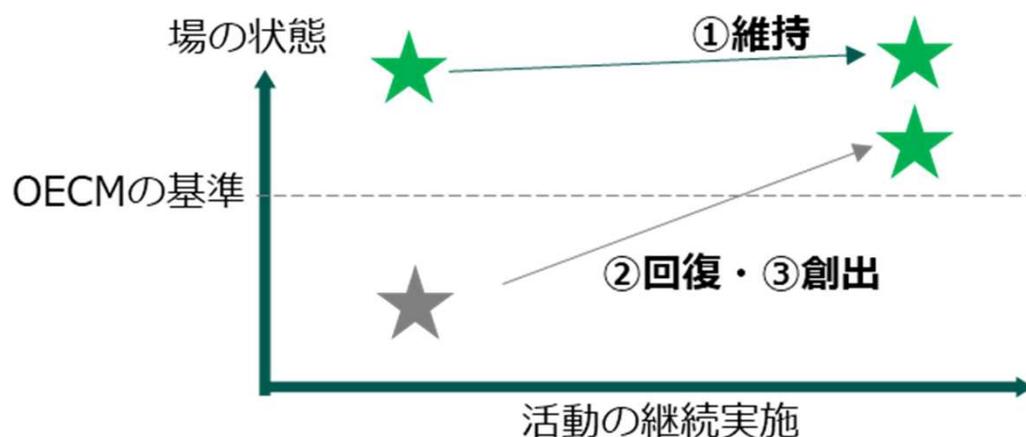


認定対象となる活動のイメージ
(神戸市 神戸の里山林・棚田・ため池)

- 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のターゲット2は「2030年までに劣化した生態系の少なくとも30%で効果的な再生を行うこと」が掲げられている
- 生物多様性が豊かな場所での活動（維持する活動）に加えて、管理放棄地などにおける生物多様性の回復や、開発跡地などにおける生物多様性の創出も認定対象
- 活動を実施した結果、活動場所の生物多様性が豊かになれば、OECMとして30by30目標の達成にも貢献。



生態系の回復の取組例（植樹）
（熊本県山都町・地域NPO及び森林組合等）



<維持・回復・創出の違い（イメージ）>



生態系の創出の取組例
（静岡県富士市・旭化成及び旭化成ホームズ）

「自然再生推進法」と「地域生物多様性増進法」の関係①

自然再生推進法

地域生物多様性増進法

定義

「**自然再生**」とは、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を**保全**し、**再生**し、若しくは**創出**し、又はその状態を**維持管理**することをいう。

「**生物の多様性の増進**」とは、生物の多様性を維持し、回復し、又は創出することをいう。

「**地域生物多様性増進活動**」とは、

- ・里地、里山その他の人の活動により形成された生態系の維持又は回復、
- ・生態系の重要な構成要素である在来生物の生息地又は生育地の保護又は整備、
- ・生態系に被害を及ぼす外来生物の防除
- ・鳥獣の管理
- ・その他の地域における生物の多様性の増進のための活動

活動内容（基本方針より）

保全 良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為

再生 人間活動や開発等により自然環境が損なわれた地域、るいは自然資源の利用や維持管理を通じた自然に対する人間の働きかけの減少により二次的な自然環境が劣化した地域において、それらの自然環境を取り戻す行為

創出 大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為

維持管理 自然環境の状況をモニタリングし、その結果を踏まえつつ良好な状態を長期間にわたって持続させていくために必要となる行為

維持 既に良好な生物多様性が存在する場を維持すること

回復 過去に生物多様性が豊かであったが、その多様性が損失した場又は損失が進行している場において、その多様性を回復すること

創出 現在、生物多様性を欠いている場において、その地域に在来の動植物が生息・生育することができるような自然環境等を整備することにより、生物多様性を創出すること

「自然再生推進法」と「地域生物多様性増進法」の関係②

劣化地の30%回復（ターゲット2）

30by30

自然再生推進法

主務大臣

地域生物多様性増進法
（自然共生サイト）

法定協議会による自然再生

- ・多様な主体が参画する自然再生協議会を設置し、全体構想を策定
- ・各主体が全体構想に基づく自然再生事業実施計画を策定して、専門家の助言の下で事業を実施
- ・土地所有者等の理解と協力

助言

認定

・実施区域の一部を自然共生サイトに認定

・より広範囲かつ多様な主体と連携した活動に発展

回復・創出タイプ

維持タイプ

- ・企業、民間団体、地方公共団体等による増進活動実施計画を主務大臣が認定（地理的に画定された区域と土地所有者等の同意が認定基準の一つ）
- ・連携増進活動実施計画を作成しようとする市町村は、連携増進活動協議会を組織できる

実施計画

- ・国の行政機関又は地方自治体の公共事業による、自然再生に資する事業

公共事業による自然再生

小さな自然再生

- ・地域の民間団体や地域住民などが主体となり身近な自然を再生
- ・早期の事業実施や効果発現につながることを期待

地方自治体の事業は認定可

・法の認定を受け
ることで、さらなる活動を促進

- ・回復、創出活動の実施状況により、維持タイプに移行

希少種保全、外来種対策、鳥獣管理

区域が明確な取組

区域の境界が不明確な取組